

## 第7章 福祉・医療

### 7-1 舞台芸術活動と社会包摂 ————— 長津結一郎

- 1 芸術と社会包摂 ..... 201
- 2 障害者芸術に関する近年の法的動向 ..... 201
- 3 全国に広がる具体的な取り組み ..... 203
- 4 事例：都城市総合文化ホール ..... 204
- 5 課題と今後に向けて ..... 213

### 7-2 ホスピタルアートの可能性 ————— 森口ゆたか

- 1 医療機関と文化芸術 ..... 215
- 2 筆者のホスピタルアートとの出会い ..... 216
- 3 イギリスにおけるホスピタルアート事情 ..... 217
- 4 ホスピタルアートを日本に ..... 220
- 5 近畿大学病院の取り組み ..... 223
- 6 広がりを見せはじめたホスピタルアート ..... 226

## 第8章 変りつつある「国のかたち」と「地域のしくみ」 ————— 松本茂章

- 1 クロスオーバー化する文化政策 ..... 227
- 2 文化芸術は社会の「土壌」 ..... 228
- 3 本書で浮かび上がってきたこと ..... 229

おわりに ..... 237

著者略歴 ..... 239

## 第1章

# 文化政策の拡張と 地域デザインの可能性

松本茂章

### 1 本書のねらい

本書『文化で地域をデザインする』は副題に「社会の課題と文化をつなぐ現場から」と名づけたように、社会の課題解決に取り組む人々の姿を紹介することで、地域に根差した活動を志す人々の参考になれば、と願って編纂した書籍である。

筆者の専門は政策科学研究で、特に文化政策に関心を持っている。地域の文化政策あるいは自治体文化政策の現状と課題を見つめたいと全国各地を歩いてきた。具体的には公立文化施設の管理と運営、文化を活かした地域振興などを研究してきた。2006年以降、複数の月刊誌で各地の取り組みを紹介する連載を続けるなど、相当数の文化現場に足を運んできた。

現場を歩いているうち、自治体による文化施設の設置や文化事業の実施は、狭義の自治体文化政策（あるいは文化行政）の枠内では収まり切らないことに気づいた。第1に公立文化施設を実際に管理運営しているのは自治体文化財団、企業、NPO法人などの指定管理者であり、もはや民を抜きに語れない。第2に財団や非営利組織の職員、その土地に暮らす文化人ら、各地域には大勢の文化政策人材やアートマネジメント人材が活躍していた。第3に文化振興という行政目的に限定されず、地方自治のあり方、地域の誇り形成、地域のガバナンス（官民協働の地域経営）など実に幅広い分野に関連していた。実態は多様で、地域に根差した取り組みが展開されており、総合的な姿勢が欠かせないとの思いを強くした。

本書では文化政策という言葉を用いる。しかし世間では文化行政と文化政策という二つの言葉が併用して使われているので、用語の整理をしておこう。日本文化政策学会初代会長の中川幾郎（帝塚山大学名誉教授）は「文

化行政」という場合、国モデル受容型あるいは他自治体事業モデル追随型の「従来の思考および施策展開」をいい、「文化政策」という場合は「主体的かつ戦略的な政策志向とこれにもとづく施策展開を指すもの」と区別して用いた。<sup>注1)</sup> 筆者も同感である。

特に文化行政という言葉には、余暇の充実や社会教育など従来のイメージが根強く残されている。対して筆者は以前から、文化をめぐる政府や自治体の取り組みを考える際、人権の問題としてとらえ、まちづくりや社会包摂などの幅広い政策分野に関連する不可欠なものであると考えてきた。何より筆者は官と民が連携して地域経営に当たる試み（地域ガバナンス）を積極的に評価している。文化行政といえは行政しか主体になり得ないので、官も民も主体になり得る文化政策という言葉を用いる。

筆者にとって、次節で述べる文化芸術基本法は「追い風」あるいは「後押し」の一つになったと受け止めている。とはいえ法律の条文は抽象的なので、各関連分野とどのように連携できるのか、具体的に考えてみたい。法律から抜けている課題が何なのかを探りたい。

後述するように、自治体の委員を務める機会があり、文化と関連分野の有機的な連携を分かりやすく伝える書籍があれば…と感じていたことも本書編纂の動機の一つである。

## 2 文化芸術基本法

「はじめに」で触れた文化芸術基本法は、2017年6月に議員立法で成立した。通常国会（第193回国会）の同年5月30日、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案」が衆議院にて全会一致で可決された。続いて6月15日には参議院で同法案が全会一致で可決されて成立した。2001年には文化芸術振興基本法が同じく議員立法で成立していたが、旧振興基本法に加筆するなどして新基本法が誕生した。

河村建夫・伊藤信太郎編著『文化芸術基本法の成立と文化政策 真の文化芸術立国に向けて』は、新基本法の特徴について次の4点を指摘する。<sup>注2)</sup>

一つには文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込んだこと。二つには、法律の題名を2001年制定の文化芸術振興基本法から文化芸術基本法に改めたほか、文化芸術推進基本計画を定めるように求めた。三つには、基本的施策として食文化の振興、(沖縄の)組踊りの継承、芸術祭の開催、現地語を用いた海外への普及、障害者や高齢者の活動の支援、文化芸術団体の活動への支援などを明示したこと。四つには、附則において改正後の基本法による文化芸術に関する施策の総合的な推進のために文化庁の機能の拡充等についての検討条項を設けたこと、である。基本法となったことで他の法律に優越する性格を持ち、他の法律がこれに誘導されるという関係に立っているという。<sup>注3)</sup>

新基本法の前文では、旧振興基本法の記述に対して「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し…」という記述を加えた。表現の自由に配慮した点は重要である。

同法第2条では「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」と述べ、文化政策の対象を広げた。

第12条も見逃せない。旧振興基本法では生活文化について「生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)」と表記していたが、新基本法では「生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)」と述べて「食文化」という3文字を加えたのだ。

芸術家等の養成及び確保をうたった第16条で、文化政策人材・アートマネジメント人材に配慮した点も評価したい。旧振興基本法では「文化芸術の企画等を行う者」とだけ簡素に表記されていた。新基本法の第16条では「文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関す

る技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家」という。))として、より具体的に記述した。

文化芸術が基本的人権であることを強く意識した条文がある。第2条の3では「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」と述べた。「年齢、障害の有無、経済的な状況」の部分は旧振興基本法に加筆したものだ。

### 3 文化芸術推進をめぐる計画と会議

第7条では文化芸術推進基本計画の必要性がうたわれ、「政府は(中略)文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない」と明記した。旧振興基本法では「基本的な方針」と表現していたものの、新基本法では「基本計画」とした。行政では方針より計画の方が一段と重みがあるとされる。そして「文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする」と記述して、同会議の新設を求めた。

さらに第7条では「都道府県及び市町村の教育委員会は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする」と求めた。同計画づくりが自治体の努力義務となったことで、基本法は中央政府だけでなく、自治体にも大きな影響を及ぼし始める。

たとえば筆者が会長を務める静岡県島田市文化芸術推進協議会の事例を紹介しよう。2018～2019年度の2年間、市民代表らと共に同市文化芸

術推進計画づくりに励んだ。部長級職員で構成する策定委員会と課長級職員の庁内ワーキングチームの顔ぶれが興味深い。2019年度の場合、策定委員会(委員長・副市長)は産業観光、市長戦略、地域生活、健康福祉、こども未来、都市基盤、行政経営、教育の各部長で構成された。ワーキングチームは戦略推進、広報情報、市民協働、福祉、子育て応援、観光、文化資源活用、都市政策、資産活用、学校教育、社会教育、図書館、博物館の各課長が出席を求められた。

筆者はこれまで、複数自治体の文化振興条例や文化振興計画の策定委員会等に関わってきたが、島田市のメンバー構成は従来のものと明らかに異なる。新基本法を強く意識して庁内横断的な構成になった。他の自治体も同計画の策定を始める際には同様の全庁体制が求められるだろう。

こうした「省庁横断」あるいは「総ぐるみ体制」を実現するために、新基本法第36条では文化芸術推進会議の設置を求めた。「政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調

表1 文化芸術推進会議のメンバー

文化芸術推進会議	同会議幹事会
内閣府知的財産戦略推進事務局長	内閣府知的財産戦略推進事務局企画官
総務省大臣官房審議官(情報流通行政局担当)	総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長
外務省大臣官房国際文化交流審議官	外務省大臣官房文化交流・海外広報課長
文部科学省大臣官房総括審議官	文部科学省大臣官房政策課長
文化庁長官(議長)	文化庁長官官房政策課長
文化庁次長	文化庁長官官房企画調整官
厚生労働省子ども家庭局長	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
農林水産省食料産業局長	農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課長
経済産業省商務・サービス審議官	経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課長
国土交通省総合政策局長	国土交通省総合政策局政策課長
観光庁次長	観光庁観光地域振興部観光資源課長
環境省大臣官房審議官	環境省自然環境局国立公園課長

(文化庁ホームページをもとに松本茂章作成)

整を行うものとする」と明記した。<sup>注4)</sup>

さらに第37条では「都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるために、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる」とした。「文化芸術推進会議の設置について」（2017年11月10日閣僚省庁申合せ）によると、同推進会議と幹事会のメンバーは表1の通り。

新基本法に基づいて政府は「文化芸術推進基本計画—文化芸術の『多様な価値』を活かして、未来をつくる—（第1期）」を策定し、2018年3月に閣議決定した。第1期計画は今後5年間（2018～2022年度）を見通して定められた。基本的な方向性として六つの戦略を掲げた。「文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」「文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献」「多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成」「多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成」「地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成」である。<sup>注5)</sup>

#### 4 文化をめぐるパラダイムシフト

新基本法制定の背景には日本社会の「今」がある。製造業に依存してきた日本経済だったが、機械組み立て産業等が人件費の安い海外の国や地域に移っていくならば、日本の産業は文化的付加価値をつけることを迫られる。「クール・ジャパン」などソフト産業の振興が急務となってきたわけである。さらにはインバウンド観光（訪日外国人による観光）を促進するためには文化資源の発掘が求められ、観光と文化振興が結びつく情勢になってきた。2020年の東京五輪・パラリンピックを前にして文化プログラムの実施が求められたことも文化政策の重要性が高まった一因である。何より、地方創生を実現するためには、文化に関する東京一極集中を何とか改善しなくてはならない。21世紀に入って文化政策を取り巻く環境は

激変しているのだ。

文化政策がパラダイムシフト（構造転換）の時代を迎えた。たとえば文化国家を形作ることで、国際社会のなかで日本の存在感を高め、経済成長を促し、心豊かな生活を実現することなどが急務となってきた。地球が狭くなり、情報通信技術が進むなか、かつてのように政治力・経済力・軍事力だけで国の力を測ることができなくなり、文化というソフトの力が国家の盛衰を分けるとの見方が強くなってきたからだ。

後世の日本人から「あの時点で日本は文化国家にかじを切って本当に良かった」と評価されるのか、依然として機械組み立て産業等に頼り続けて「あの時代に文化国家へかじを切れば良かったのに…」と後悔されるのか。大きな分岐点に立っていると思われる。

上記の状況を踏まえて、政府は文化を経済戦略のカギとみており、内閣府と文化庁は2017年12月に「文化経済戦略」を定めた。<sup>注6)</sup>文化芸術に対して民間資金の投資拡大を重視した。文化芸術を起点とした創造的な活動のサイクルを回すことで、付加価値や需要が生まれ、持続可能な文化振興が可能になるとした。同戦略では「文化芸術を起点とした価値連鎖」と表現している。基本となる「六つの視点」には、①未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展、②文化への投資が持続的になされる仕組みづくり、③文化経済活動を通じた地域の活性化、④双方向の国際展開を通じた日本のブランド価値の最大化、⑤文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現、⑥2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシーの創出、などが挙げられた。

地域からのボトムアップを期待する筆者としては、トップダウン的である姿勢にいくばくかの違和感を抱き、競争原理に基づいている点も気になるが、大きな流れとして文化と経済の接近が予測される。

いずれにしても、文化芸術と地域をめぐる諸課題には強い関連性があることを多くの人々に知ってほしい。だからこそ文化政策の対象が拡大したことは、国家だけでなく、地域にとって、きわめて重要である。文化芸術

は少子高齢化に伴う過疎問題、コミュニティ衰退などの地域の多様な課題解決に貢献すると考えられるからだ。

本書を『文化で地域をデザインする』と名付けた理由はここにある。永田町や霞が関などの東京からではなく、地域からどのような胎動が見られ、どんな取り組みが始まっているのか？ どのような未来を示唆しているのか？を知りたい。地面に足をつけた試みを報告したいと願い、本書を構成した。

第2章以降は、各省庁の多様な管轄分野と政策に触れながら、全国各地で展開する具体的な事例を紹介していく。第2章では観光振興、第3章では産業振興、第4章では国際交流、第5章ではまちづくり、第6章では教育、第7章では福祉・医療、について取り上げ、それぞれの地域課題と文化芸術との関係について具体的に報告する。

注

- 1) 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策 ハコモノづくりから総合政策評価に向けて』勁草書房、2001、iii頁。
- 2) 河村建夫・伊藤信太郎編著『文化芸術基本法の成立と文化政策 新の文化芸術立国に向けて』水曜社、2018、86-87頁。
- 3) 同書、89頁。
- 4) 同書117頁によると、推進会議の構成機関について「文化芸術の振興を所管する文化庁のみならず、それぞれの関連分野を所管する文部科学省（文化芸術教育）及び内閣府、総務省（ICTの活用）、外務省（国際交流）、厚生労働省（福祉）、農林水産省（（食）産業）、経済産業省（（伝統工芸）産業）、国土交通省（まちづくり）等の関係省庁」と述べ、各省庁の役割分担を指摘した。
- 5) 詳しくは文化庁ホームページ。www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\_gyosei/hoshin/index.html（2019年8月11日閲覧）
- 6) 詳しくは文化庁ホームページ。www.bunka.go.jp/koho\_hodo\_oshirase/hodohappyo/1399986.html（2019年8月11日閲覧）

## 第2章 観光振興

### 2-1 美術館が仕掛けるインバウンド戦略 —六本木アートナイトを例に—

土屋隆英

#### 1 国際観光の隆盛とアート

世界の多くの人々が自国外への観光に出かける時代になった。国連世界観光機関（UNWTO）によると、世界の国際観光客数は2000年に6億7400万人だったが、2017年には13億2600万人に増加し、なかでも経済成長の著しいアジア・太平洋地域では、国際観光客到着数のシェアが24%、国際観光収入のシェアが29%となっている。アジアの国別では、中国の国際観光到着数は6070万人で、フランス、スペイン、米国に次ぐ4位、タイも3540万人で世界10位となっている（日本は2869万人）。

日本社会においても、訪日外国人観光客、いわゆるインバウンド観光客の劇的な増加は、過去10年間に起こった大きな変化の一つであろう。2003年には年間520万人程度であったインバウンド観光客数は、2008年には800万人を超えた。それ以降は景気後退や東日本大震災の影響で700万人を切った年もあるが、おおむね800万人台を維持し、2013年には1000万人を突破、2016年には2400万人を超えて、2018年には約3100万人となった。<sup>注1)</sup> 現在、政府は年間4000万人を2020年の目標としている。

筆者は2018年秋まで、東京・六本木にある森美術館に勤務し、企画・国際部門に携わっていたが、森美術館の場合、近年の年間入場者のうち10～20%程度は外国人で、その多くは訪日観光客だとみられる。

美術を愛好する旅行者は一定の文化水準を保ち、所得も比較的高いと考

